

議案第29号

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

備前市固定資産評価審査委員会条例(平成17年備前市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第12条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料
備前市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正案	現案	行
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>い。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	

<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し _____なければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し _____なければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し _____なければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し _____なければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならぬ。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--